

再公示：

次の案件については、4月23日に公示しましたが、応募がなかったため、再公示します。

番 号：140223

国 名：エクアドル

担当部署：農村開発部畑作地帯課

案件名：チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト（農産物流通／収入源創出）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：農産物流通／収入源創出

(2) 格 付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2014年6月中旬から2015年7月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 10.23M/M、合計 10.93M/M

(3) 業務日数：準備期間 第1次派遣 第1次国内作業 第2次派遣 第2次国内作業

5日 63日 2日 87日 2日

第3次派遣 整理期間

157日 5日

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：5月28日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

①類似業務の経験 28点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 12点

⑤業務従事者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	農業物流通に係る各種業務
対象国／類似地域	エクアドル／全途上国
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱

6. 業務の背景

エクアドルのチンボラソ県は、人口約40万人のシエラ（山岳）地域のほぼ中央に位置する地方県である。同県は、主要な生計手段である農業所得の低さに加え、質の低い教育・医療・基礎インフラによる劣悪な生活環境及び自然資源の劣化（森林破壊による流域荒廃、土壌侵食など）に起因して、シエラ地域10県の中でも深刻な貧困問題を抱えている。

これらの複合的な問題を解決するためには、多分野に及ぶ総合開発の観点から中長期的な開発戦略の策定が必要である。そこで、JICAは貧困削減に向けた参加型の持続的総合農村開発の実施体制が整備されることを目標とした、「チンボラソ県貧困削減のための持続的総合農村開発実施体制強化プロジェクト」を2009年2月から2011年8月まで実施した。これにより、「チンボラソ県持続的総合農村開発戦略」の策定及び同戦略に基づいた開発計画の策定を行った。

このプロジェクトの実施を通じて、①本戦略を持続的に実施に移すために、各集落のレベルで住民の直面する課題を的確に把握し、上記戦略の枠組みに沿ってこれに対応する計画を策定・実施する必要があること、②①と併せて住民の主体性の形成と自助努力による生活環境の改善や収入の向上、テリトリアル計画などの行政が推進する参加型開発への理解・協力を促進する必要があること、及び③総合的な開発戦略を適切に実施するために、複数のセクターにまたがる関係行政機関の連携・調整による実施体制の強化と、課題分析・計画策定・計画実施に係る関係組織の能力を向上させる必要性があることが、新たな課題として認識されるに至った。

こうした背景のもと、同国政府は我が国に対して後続プロジェクトの協力を要請し、2012年3月から2017年3月までの5年間の予定で、チンボラソ県政府、農牧漁業省、環境省、教育省、保健省をカウンターパート（以下、C/P）機関として、住民の生計向上及び生活環境の改善に向けた開発事業の実施基盤の整備を目的とした「チンボラソ県持続的総合農村開発プロジェクト」を実施中である。

本プロジェクトでは、おおよそ30集落が実証対象地域として選定され、コミュニティプロジェクト活動が展開されている。これまで、農産物流通／収入源創出専門家は、「流通支援ユニット」を立上げ、持続的農業技術普及の専門家と協力して、奨励農産物のマーケティングや販路開拓、新規収入源創出に係る計画の策定、実施を支援してきた。しかし、依然販路は十分ではなく、未だ市場のニーズを満たせるような農産物の安定供給は実現していないなど、さらなる付加価値創出と併せ課題は多い。

今後は、そうした課題に対応するにあたり、農業生産分野の活動との連携を強化しつつ、生産量・集落規模に見合った段階的な販売戦略を作成するとともに、一村一品運動や食品衛生面に配慮した収穫後処理の考え方も取り入れていく必要がある。

本専門家は、これまで2年間にわたり実施されてきた活動を踏まえ、担当分野における推奨技術を整理すると共に、これらの技術が対象集落内外に広く普及・定着し、後の持続的総合農村開発モデルとして提案できるようにエクアドル側カウンターパートに対し指導・助言することを目的として派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクト長期専門家と協力して、カウンターパートに対し、①流通支援ユニットの活動計画策定と実施、②農産物販売方法検討・販売先の開拓、③段階的流通基本戦略策定、付加価値増大、農家経営管理向上のための活動、小規模起業モデルの確立、④副収入手段導入による農家の経営多角化支援を、指導・助言する。具体的な業務内容は以下のとおりです。

(1) 国内準備期間 (2014年6月中旬)

- ①本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書、プロジェクトデザインマトリックス (PDM)、プロジェクト実施計画書、プロジェクト活動戦略、ベースライン調査報告書、これまで同分野にて派遣した専門家の報告書、同プロジェクトの他の専門家の報告書や成果品等の既存資料を分析し、プロジェクトの概要及びプロジェクトサイトの現状を把握する。
- ②業務期間全体及び第1次現地調査期間に係る業務計画について、監督職員と協議を行った上で、ワークプラン (和文：全体および第1次現地派遣) を作成する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2014年6月下旬～2014年8月下旬)

- ①第1次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン (西文) に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②C/Pと協力して、以下の活動を実施し、担当分野に関する助言・指導を行う。
 - ア プロジェクト内に設置された流通支援ユニットによる活動計画のレビューと各種活動 (普及員向けの研修、普及技術の取り纏め、コミュニティプロジェクト支援等)
 - イ 農産物の生産量や品種に応じた販売市場を複数開拓するとともに、各市場における条件 (納税者番号取得、生産・製造所及び販売所における食品と取扱い許可等) を満たした販売方法の検討
 - ウ 農産物の生産量・集落の規模・発展段階に応じた段階的流通基本戦略 (メニュー) の策定
 - エ 対象集落で実施中のコミュニティプロジェクトにおける生産物の販路拡大、収穫後処理や農産物加工による付加価値の増大、農家経営管理の向上にかかる活動支援、さらには小規模起業モデルの確立の支援
 - オ 対象集落の農閑期における安定収入を得るための副収入手段の提案による農家の経営多角化支援
 - カ 農家、普及員、関連機関職員等に対する当該分野の研修、ワークショップ、セミナー等実施
 - キ コミュニティプロジェクトで活用された当該分野技術の検証及び教材制作
- ③中間レビュー調査に必要な当該分野における実績やデータの取り纏めに協力する。
- ④第1次派遣現地業務結果報告書 (和文・西文) を作成し、C/P機関及び分任監督職員に提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間 (2014年8月下旬～2014年9月中旬)

- ①第1次現地派遣の結果を監督職員に報告する。
- ②第2次現地調査期間に係る業務計画について、監督職員と協議を行った上で、ワークプラン (和文) を作成する。

(4) 第2次現地派遣期間 (2014年9月下旬～2014年12月下旬)

- ①第2次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン (西文) に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ②引き続き、上記 (2) の②の業務の継続を基本とするが、加えて以下の業務も行う。
 - ア プロジェクトの中間レビュー調査の実施に協力する。
 - イ 中間レビュー結果における提言に基づいて、必要に応じて活動計画の見直しを行う。
 - ウ 翌年度の年間活動計画を策定する。
- ③第2次派遣現地業務結果報告書 (和文要約版・西文) を作成し、C/P機関及び分任監督職員に提出し、報告する。

(5) 第2次国内作業期間 (2014年12月下旬～2015年1月上旬)

- ①第2次現地派遣の結果を監督職員に報告する。
 - ②第3次現地調査期間に係る業務計画について、監督職員と協議を行った上で、ワークプラン（和文）を作成する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2015年1月下旬～2015年6月下旬）
- ①第3次現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（西文）に取りまとめ、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
 - ②引き続き、上記（2）の②の業務の継続を基本とするが、これら結果を取りまとめ、農産物流通／収入源創出分野における推奨技術を整理し、広く普及可能な技術パッケージを作成完成することが求められる。
 - ③プロジェクトの後半に向けて、対象集落及びそれ以外の集落において、当該分野における持続的活動が実施されるような仕組みや体制の草案を取りまとめる。
 - ④第3次派遣現地業務結果報告書（和文要約版・西文）を作成し、C/P機関及び分任監督職員に提出し、報告する。
- (7) 帰国後整理期間（2015年7月上旬）
- ①全業務を取りまとめ、専門家業務完了報告書（和文）を作成する。これを監督職員に報告・提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

いずれも体裁は簡易製本とし、成果品については電子データも併せて提出する。

また、現地派遣期間中及び国内作業期間中の業務従事月報を作成し、監督職員及び分任監督職員へ提出する。

なお、本契約における成果品は（5）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン（全体、派遣毎）

和文2部：監督職員JICA1部、分任監督職員1部

西文6部：分任監督職員1部、先方実施機関5部

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文2部：監督職員1部、分任監督職員1部

西文6部：分任監督職員1部、先方実施機関5部

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

ただし、第3次派遣終了時の和文については、要約版1部を監督職員に提出することとする。

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を

参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

- ・航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
- ・派遣期間中の滞在先はリオバンバ（Riobamba）となります。
- ・航空経路は、成田⇒ヒューストン/ロサンゼルス/ニューヨーク/アトランタ⇒キト⇒成田を標準としますが、より効率的・経済的な経路ある場合には提案してください。
- ・首都キトから専門家居住地のリオバンバ間の移動はプロジェクトチームで手配します。

(2) 直接人件費月額単価

- ・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月27日～8月28日、2014年9月28日～12月23日及び2015年1月21日～6月26日の3回を予定していますが、それぞれ若干の日程調整は可能です。ただし、2015年3月～5月は現地活動が多忙となるため、2015年3月～5月の間は原則現地とします。渡航回数3回を上限として日程をプロポーザルにて提案すること。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている又は派遣される予定の専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー／持続的総合農村開発（長期派遣専門家）
- ・業務調整／参加型開発（長期派遣専門家）
- ・持続的農業技術普及（短期派遣専門家：2014年4月～3月）
- ・生活環境改善（短期派遣専門家：2014年6月～8月）
- ・水土保持（短期専門家：2014年6月～8月）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
必要があれば手配します。
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし（西語での業務遂行が必須）
- オ) 現地日程のアレンジ
必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/ecuador/001/index.html>)
- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）
- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12068334.pdf>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。②農産物流通、小規模ビジネス支援、農産物付加価値創出、経営管理、一村一品、村落開発等に関わる知見・経験があれば望ましい。
- ③本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。
 - ア 実施時期：6月2日（月）（予定）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 - イ 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
 - ウ 実施方法：
 - （ア）一者当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分
 - （イ）プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。
 - エ 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。

以上